

報道関係者 各位

令和6年6月28日

【照会先】

老健局 高齢者支援課

介護業務効率化・生産性向上推進室

介護ロボット政策調整官 佐藤 修一

主査 兼子 雄

(代表電話) 03(5253)1111 (内線3875)

(直通電話) 03(3595)2888

「ロボット技術の介護利用における重点分野」を改訂しました ～テクノロジーの活用で、介護現場の課題解決を推進します！～

経済産業省と厚生労働省は、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用した介護サービスの質の向上、職員の負担軽減、高齢者等の自立支援を推進するべく、「ロボット技術の介護利用における重点分野」の改訂を行うとともに、名称を「介護テクノロジー利用の重点分野」に変更します。

1. 背景及び概要

厚生労働省及び経済産業省では「ロボット技術の介護利用における重点分野」（2012年策定、2014年・2017年改訂）を定め、介護ロボットやICT等のテクノロジー（以下、「介護テクノロジー」という）を活用した介護サービスの質の向上、職員の負担軽減、高齢者等の自立支援による生活の質の維持・向上に資する取組を推進するため、介護ロボット等の開発・導入を支援※してきました。

※両省における支援策

経済産業省 医療機器等における先進的研究開発・開発体制強靱化事業
(ロボット介護機器開発等推進事業)

厚生労働省 介護テクノロジー導入支援事業、介護テクノロジー定着支援事業

昨今のICT・IoT技術を用いたデータ利活用が進む状況や、介護現場における新たな社会課題を踏まえつつ、革新的な機器の開発促進・普及を目指すため、「ロボット技術の介護利用における重点分野」の改訂を行うとともに、名称を「介護テクノロジー利用の重点分野」に変更します。

なお、今回の改訂内容を、令和7年度以降の施策に反映してまいります。

2. 重点分野の改訂

介護テクノロジー利用の重点分野として、新たに3分野を追加し、合計で9分野16項目となります。また既存の分野・項目の定義文についても必要な見直しを行いました。

詳細は4. の別添資料をご確認ください。

なお、開発企業の皆様に参考としていただくため、今回の見直し後の重点分野の全体像と既存分野の機器の普及率、他の機器やシステムとの連携を定義文において明記した項目を整理しましたので、あわせてご参照ください。

(1) 追加する3分野

- ・機能訓練支援
- ・食事・栄養管理支援
- ・認知症生活支援・認知症ケア支援

(2) 定義文の見直しを行う分野・項目

- ・移乗支援（装着）
- ・移乗支援（非装着）
- ・排泄支援（排泄予測・検知）
- ・見守り・コミュニケーション（施設）
- ・見守り・コミュニケーション（在宅）
- ・見守り・コミュニケーション（コミュニケーション）
- ・入浴支援
- ・介護業務支援

（注）（ ）内は項目名

3. 今後の予定

2025年4月から改訂後の重点分野での運用を開始する予定です。

4. 添付資料

- ・【別添】ロボット技術の介護利用における重点分野（令和6年6月改訂）
- ・（参考）介護テクノロジー利用の重点分野の全体図と普及率
- ・（参考）介護テクノロジー利用の重点分野定義

2024 年 6 月 28 日

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
経済産業省 商務・サービスグループ 医療・福祉機器産業室

1. 背景及び概要

厚生労働省及び経済産業省では「ロボット技術の介護利用における重点分野」（2012 年策定、2014 年・2017 年改訂）を定め、介護ロボットや ICT 等のテクノロジー（以下、「介護テクノロジー」という）を活用した介護サービスの質の向上、職員の負担軽減、高齢者等の自立支援による生活の質の維持・向上に資する取組を推進するため、介護ロボット等の開発・導入を支援してきた。

昨今の ICT・IoT 技術を用いたデータ利活用が進む状況や、介護現場における新たな社会課題を踏まえつつ、革新的な機器の開発促進・普及を目指すため、「ロボット技術の介護利用における重点分野」の改訂を行うとともに、名称を「介護テクノロジー利用の重点分野」に変更する。

2. 重点分野の特定に向けた考え方

（1）重点分野の基本的な考え方

- ・介護テクノロジーの活用により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組を推進し、魅力ある職場環境づくりを目指す。
- ・介護テクノロジーの活用により、自立支援・社会参加等による高齢者等の本人の生活の質の維持・向上を実現することを目指す。
- ・ICT や IoT 技術、AI 予測エンジン、データ利活用サービスといった、デジタル技術の進展動向を踏まえる。
- ・入所系サービスなど限られたサービス類型での利活用だけではなく、在宅など様々な環境での利活用が必要であることを踏まえる。
- ・技術オリエンテッドではなく、介護現場のニーズが真に反映され、誰もが利用したいと感じられる介護テクノロジーの開発等を推進する。

（2）具体的な選定基準

- ・高齢者等の自立支援、介護サービスの質の確保や介護者の負担軽減を実現するものであること。ただし、医療機器としての開発が適当であるものは対象としない。
- ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）における調査や介護ロボット等の開発・実証・普及広報のプラットフォーム事業等において、介護現場のニーズや関心の高い分野であること。
- ・介護テクノロジー活用が合理的な分野であること。

3. 改訂後の重点分野

本重点分野は3分野追加し、合計9分野16項目とする。また既存の分野・項目の定義文について必要な見直しを行う。

なお、この重点分野は、今後の科学技術や社会状況の変化に応じて適宜見直しを行う。

(1) 追加する3分野

- ・機能訓練支援
- ・食事・栄養管理支援
- ・認知症生活支援・認知症ケア支援

(2) 定義文の見直しを行う分野・項目

- ・移乗支援（装着）
- ・移乗支援（非装着）
- ・排泄支援（排泄予測・検知）
- ・見守り・コミュニケーション（施設）
- ・見守り・コミュニケーション（在宅）
- ・見守り・コミュニケーション（コミュニケーション）
- ・入浴支援
- ・介護業務支援

※（ ）内は項目名

4. 運用開始日

2025年4月から改訂後の重点分野での運用を開始する。

5. 開発と普及の好循環の創出

- ・介護テクノロジーの開発と普及の好循環の創出のため、引き続き両省で協力する。
- ・介護テクノロジーの開発を支援するため、厚生労働省のリビングラボ事業やニーズ・シーズマッチング支援事業の活用を促進する。今後これらの事業の中で、ICT機器等のUI・デザインの改善を強化し、使いやすい機器の提供につなげていく。
- ・介護現場のニーズを真に汲み取って開発シーズと繋げられるよう、介護テクノロジーの開発プロジェクトをけん引するプロジェクトコーディネーターを育成・配置する。
- ・安全面に配慮した介護テクノロジーの開発を進める。また、介護現場での実証を促進し、効果を適切に評価することで導入を促進する。
- ・介護テクノロジーの活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて介護サービスの質の確保と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う。

(参考) 介護テクノロジー利用の重点分野の全体図と普及率



※赤破線で囲っている、排泄支援（排泄予測・検知）、見守り（施設）、見守り（在宅）、コミュニケーション、介護業務支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援、認知症生活支援・認知症ケア支援の項目においては他の機器・システムとの連携を定義文において明記

※項目別の普及率は、『令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査結果』を引用

※緑枠線の、新たに追加される機能訓練支援、食事・栄養管理支援・認知症生活支援・認知症ケア支援の3項目に関しては、上記調査を実施していないため、普及率は未記載

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移乗支援（装着）

介助者のパワーアシストを行う装着型の機器

（定義）

- ベッド、車いす、便器等の間を、高齢者等にとって負担がなく、安全かつ安心して移乗することを支援する。
- 介助者が装着して用い、移乗介助の際の身体の負担を軽減する。
- 移乗開始から終了まで、介助者が一人で使用することができる。
- 介助者が一人で着脱可能であること。



重点分野のイメージ

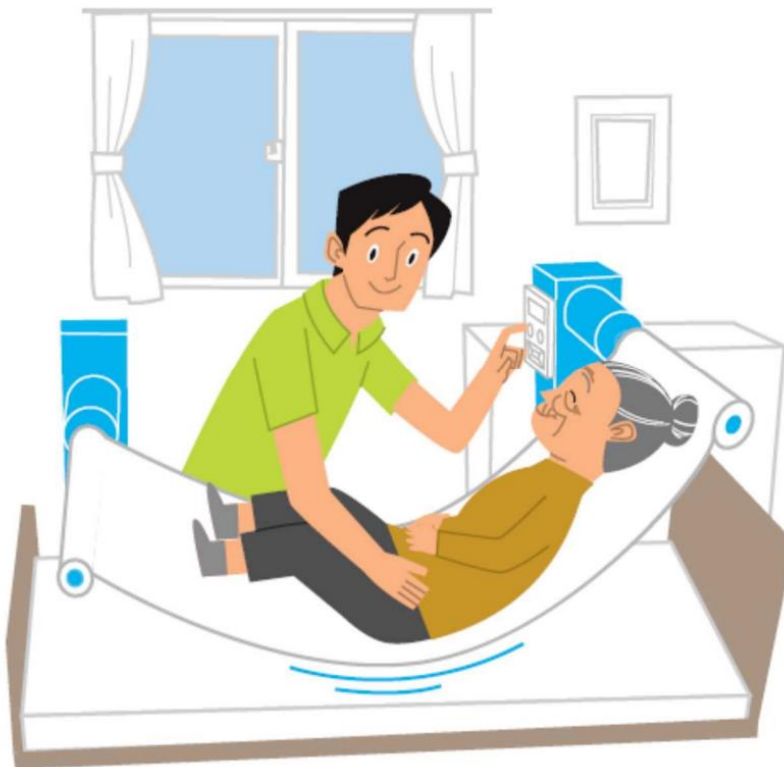
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移乗支援（非装着）

介助者による移乗動作のアシストを行う非装着型の機器

（定義）

- ベッド、車いす、便器等の間を、高齢者等にとって負担がなく、安全かつ安心して移乗することを支援する。
- 移乗開始から終了まで、介助者が一人で使うことができる。
- 要介護者を移乗させる際、介助者の力の全部又は一部のアシストを行うこと。
- 機器据付けのための土台設置工事等の住宅等への据付け工事を伴わない。
- つり下げ式移動用リフトは除く。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移動支援（屋外）

高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

（定義）

- 使用者が一人で用いる手押し車型（歩行車、シルバーカー等）の機器。
- 高齢者等が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。
- 荷物を載せて移動することができる。
- モーター等により、移動をアシストする。（上り坂では 推進 し、かつ下り坂ではブレーキをかける駆動力がはたらくもの。）
- 4つ以上の車輪を有する。
- 不整地を安定的に移動できる車輪径である。（※砂利道、歩道の段差を通行する際の安定性は、ステージゲート審査での評価対象となる点に留意すること。）
- 通常の状態又は折りたたむことで、普通自動車の車内やトランクに搭載することができる大きさである。
- マニュアルのブレーキがついている。
- 雨天時に屋外に放置しても機能に支障がないよう、防水対策がなされている。
- 介助者が持ち上げられる重量（30kg 以下）である。



重点分野のイメージ

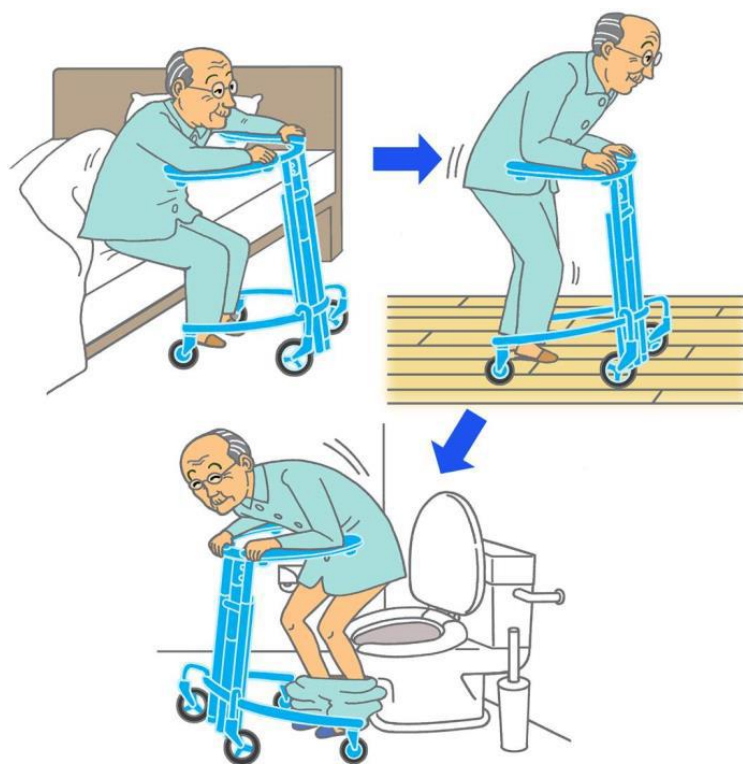
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移動支援（屋内）

高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器

（定義）

- 一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。
- 使用者が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するのは対象としない。
- 食堂や居間での椅子からの立ち上がりやベッドからの立ち上がりを主に想定し、使用者が椅座位・端座位から立ち上がる動作を支援することができる。
- 従来の歩行補助具等を併用してもよい。
- 標準的な家庭のトイレの中でも、特別な操作を必要とせずに使用でき、トイレの中での一連の動作（便座への立ち座り、ズボンの上げ下げ、清拭、トイレ内での方向転換）の際の転倒を防ぐため、姿勢の安定化が可能であれば、加点点評価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移動支援（装着）

高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器

（定義）

- 使用者が一人で用いる装着型の機器。
- 自立歩行できる使用者の転倒に繋がるような動作等を検知し、使用者に通知して、転倒を予防することができる。または、自立して起居できる使用者の立ち座りや歩行を支援できる。
- 歩行補助具等を併用してもよい。



重点分野のイメージ

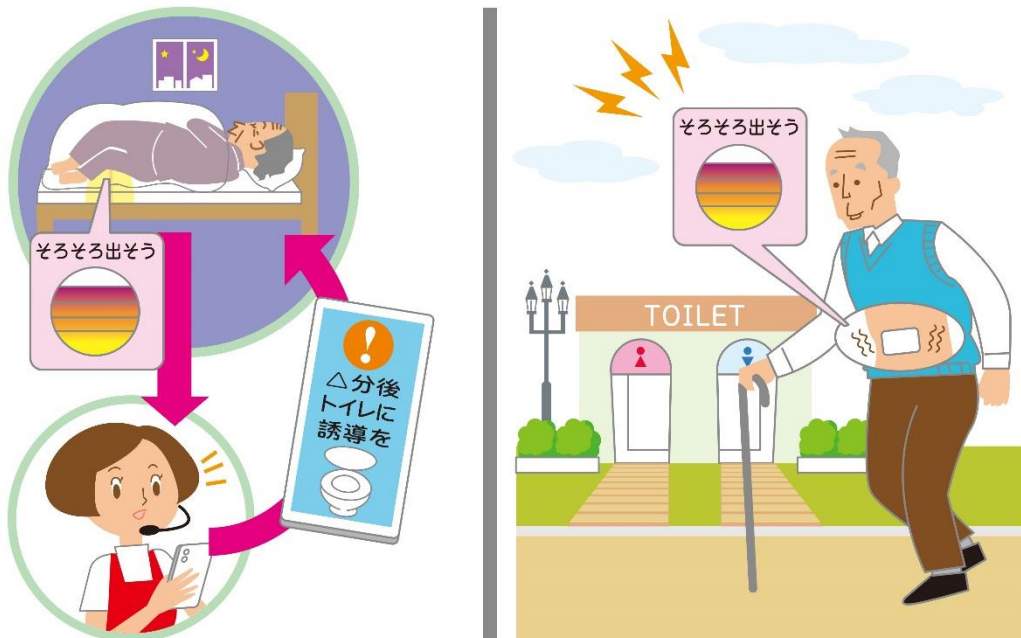
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

排泄支援（排泄予測・検知）

排泄を予測又は検知し、排泄タイミングの把握やトイレへの誘導を支援する機器

（定義）

- 排尿又は排便に関する高齢者等の生体情報や温度・湿度等環境変化等に基づき、排泄前の予測又は排泄後の検知ができる。なお、排泄前の予測についてはトイレでの自立排泄を促すことやオムツの使用を最適化することを目的とする。
- 予測又は検知結果に基づき、的確なタイミングで高齢者等のトイレ誘導や介助者による排泄介助ができる。
- 高齢者等が装着する場合には、容易に着脱可能であり、皮膚が脆弱な方などに配慮したものであること。
- 排尿と排便を区別して、排泄前の予測又は排泄後の検知ができることができれば、加点評価する。
- 機能の拡張又は他の機器・ソフトウェア、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と広く連携でき（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することを含む）、データ利活用が可能であれば加点評価する。
- 外出等の活動向上につながる場合は、加点評価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

排泄支援（排泄物処理）

排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ

（定義）

- 使用者が、居室で用いる便器。排泄物のにおいが室内に広がらないよう、排泄物を室外へ流す、又は、容器や袋に密閉して隔離する。
- 室内での設置位置を調整可能であること。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

排泄支援（動作支援）

ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器

（定義）

- 使用者が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。
- トイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援することができる。
- トイレ内での方向転換、便座への立ち座り、清拭の支援が可能であれば、加点評価する。
- トイレ内での使用者の姿勢や排泄の終了などを検知して介助者に伝えることが可能であれば、加点評価する。
- 標準的な家庭のトイレ内で使用可能であれば、加点評価する



重点分野のイメージ

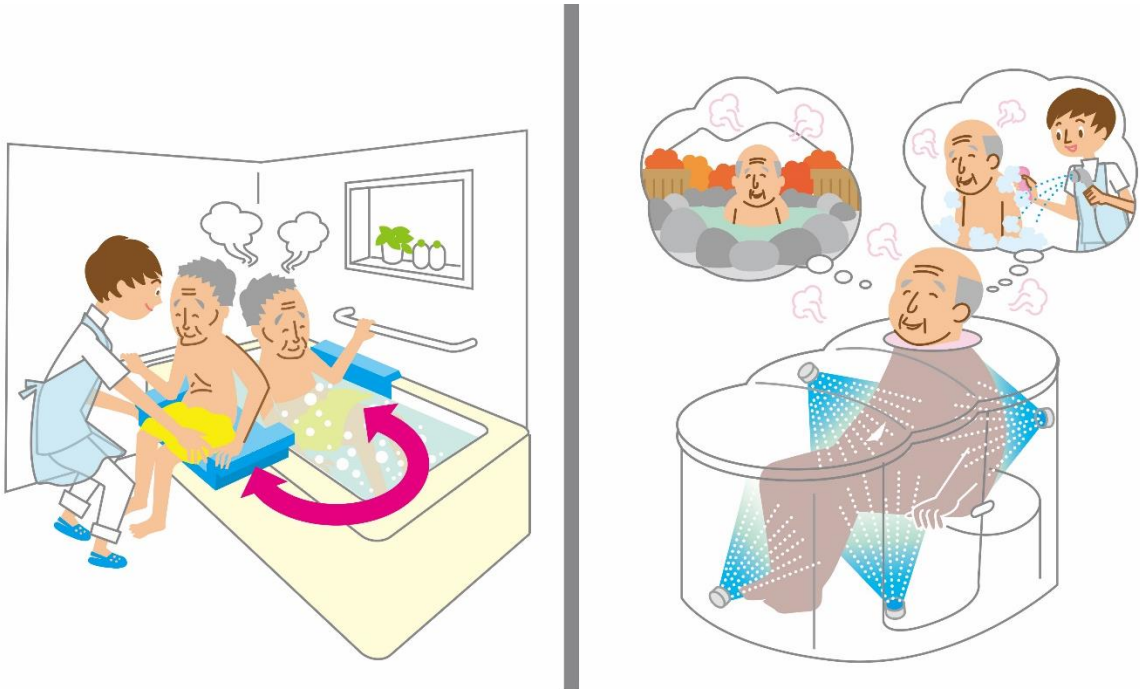
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

入浴支援

入浴におけるケアや動作を支援する機器

(定義)

- 高齢者等の清潔を保つことを目的とした入浴ケアや、浴槽への出入り動作を支援できる。
- 高齢者等が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。



重点分野のイメージ

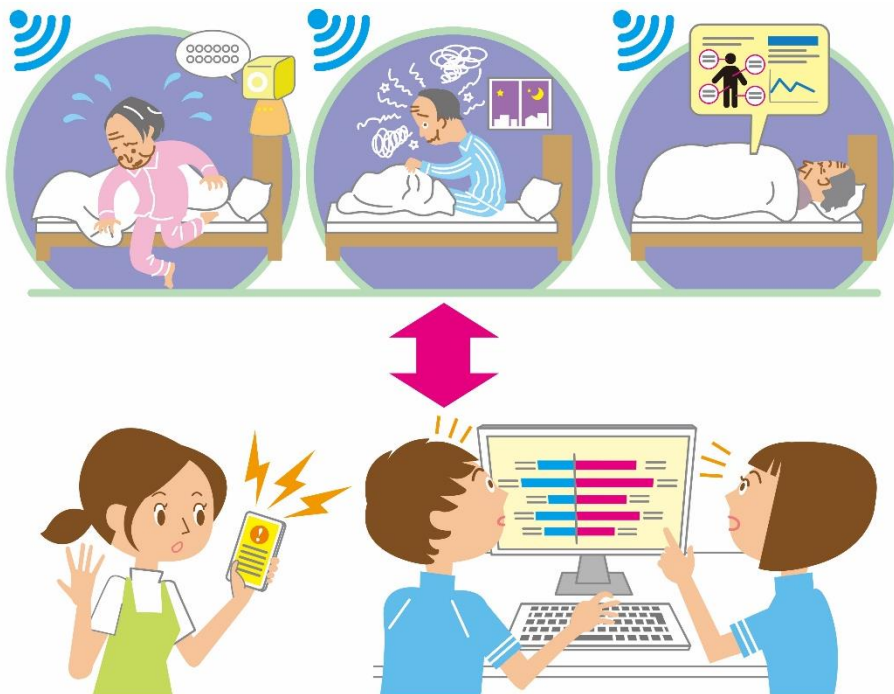
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション（見守り（施設））

介護施設において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム

（定義）

- 各種センサー等や外部通信機能を備え、高齢者等の尊厳を保持しながら、介護従事者等の業務の自動化等を支援することにより複数の高齢者等を同時に見守ることが可能。
- 施設内各所にいる介護従事者等へ同時に情報共有することが可能。
- 高齢者等の状態や状態の変化等を検知し、介護従事者等への通知や高齢者等本人へお知らせする等の機能のほか、情報・データの蓄積ができる。
- 高齢者等の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェア、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と広く連携でき（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）、データ活用が可能である。
- 高齢者等が自発的に助けを求める行動（ボタンを押す、声を出す等）から得る情報だけに依存しない。
- 昼夜問わず使用できる。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション（見守り（在宅））

在宅において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム

（定義）

- 各種センサー等や外部通信機能を備え、在宅において、高齢者等の尊厳を保持しながら、介護従事者等の業務の自動化等を支援することにより見守ることが可能。
- 高齢者等の状態や状態の変化等を検知し、家族や介護従事者等への通知や高齢者等本人へお知らせする等の機能のほか、情報・データの蓄積ができる。
- 高齢者等の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェア、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト等と広く連携できる。
- 高齢者等が自発的に助けを求める行動（ボタンを押す、声を出す等）から得る情報だけに依存しない。
- 高齢者等が端末を持ち歩く又は身に付けることを必須としない。
- 複数の部屋を同時に見守ることが可能であれば、加点評価する。
- 浴室での見守りが可能であれば、加点評価する。
- 暗所でも使用することができれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護支援専門員や地域包括支援センターも含む多職種に共有され、個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援することが可能であれば、加点評価する。
- 災害時の安否等を検知し、家族等へ通知する機能があれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション（コミュニケーション）

高齢者等のコミュニケーションを支援する機器

（定義）

- 高齢者等の日常生活全般が支援対象となる。
- 双方向の情報伝達によって高齢者等のコミュニケーションを活性化し、自立支援・社会参加を促進するなど日常生活の維持・向上、活動の向上を支援する機器・システムとする。
- 高齢者等の言語や顔、存在等を認識し、得られた情報を元に判断して、高齢者等・家族・介護従事者等に高齢者等のプライバシーに配慮した情報伝達・共有ができる。
- 機器により得られた情報・データに基づき、介護従事者等の介護サービス提供の根拠・判断等を支援する機能を有していれば、加点評価する。
- 機器により得られた情報・データを、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等に連携（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することを含む）する機能を有していれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護支援専門員や地域包括支援センターも含む多職種に共有され、個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援することが可能であれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

介護業務支援

介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務に活用することを可能とする機器・システム

(定義)

- 介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務（リスク予測・検知、ケア推奨や各種ケア計画作成、職員教育・研修、記録・職員間コミュニケーション、サービス提供等）に活用することを可能とし、業務改善により介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られる機器・システムとする。
- 介護サービスの内容を共有することが可能であれば、加点評価する。
- 共有した情報を活用して、ロボット介護機器や関連するシステムが適切な動作を行うことが可能であれば、加点評価する。
- 共有した情報を、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と連携可能（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）であれば、加点評価する。
- 連結対象のロボット介護機器の端末を一つに集約することが可能であれば、加点評価する。
- 自動化により介護従事者等の業務を支援して高齢者等への介護サービス提供に関わる業務の質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られることを可能とする機器であれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

機能訓練支援

介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器・システム

（定義）

- 高齢者等の生活機能の維持・向上を行い、要介護度の維持・改善のために、介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における業務を支援する機器・システムとする。
- 訓練におけるアセスメント・計画作成・訓練実施の一連の業務の一部、もしくは全体を支援することにより介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られる機器・システムとする。
- 収集された情報は、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と連携可能（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することを含む）であれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護職や家族に共有され、訓練の実施状況や効果がフィードバックされるものであれば、加点評価する。
- 収集された情報が、医療職（リハビリテーション専門職や医師等）に共有され、効果的な訓練の実施が期待されるものであれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

食事・栄養管理支援

高齢者等の食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器・システム

(定義)

- 誤嚥を検知する機器・システムまたは栄養管理を支援する機器・システムとする。それらは以下の機能を持ち、介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られるものとする。
 - ✓ 誤嚥を検知する機器・システムは、高齢者等の誤嚥発生や誤嚥リスクを検知し、通知により介護従事者等の支援を行い、かつ、情報・データの蓄積ができるものとする。
 - ✓ 栄養管理を支援する機器・システムは、高齢者等の食事摂取内容等を把握し、情報・データの蓄積ができるものであり、かつ高齢者等の特有の課題（低栄養等）を把握するものとする。
- 収集された情報は、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と連携可能（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することを含む）であれば、加点評価する。
- 収集された情報が、管理栄養士や介護職員等の多職種に共有され、栄養改善に資する食事の提供や栄養管理業務の効率化が期待されるものであれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

認知症生活支援・認知症ケア支援

認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システム

(定義)

- 認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システムとする。それらは以下の機能を持つものとする。
 - ✓ 高齢者等の認知機能の低下による日常生活のしづらさを解消し、高齢者等が操作しやすい工夫や介助者に情報共有される機能を持ち、日常生活の自立性の向上を支援するもの。なお、認知機能が低下した高齢者等の支援に特化したものとする。
 - ✓ 認知機能が低下した高齢者等の認知機能、生活環境、表情等の情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援する機能を持ち、介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られることを支援するものとする。
- 収集された情報は、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することを含む）と連携することが可能であれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護支援専門員や地域包括支援センターも含む多職種に共有され、個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援することが可能であれば、加点評価する。



重点分野のイメージ